

【研究ノート】

新型コロナウイルス感染拡大と 社会福祉の課題・覚書

—第二回社会福祉学部シンポジウムを踏まえて—

松 岡 是 伸
林 健太郎
田 中 耕一郎

研究ノート

新型コロナウイルス感染拡大と社会福祉の課題・覚書 ——第二回社会福祉学部シンポジウムを踏まえて——

松岡 是伸 林 健太郎 田中 耕一郎

目次

- I. はじめに
- II. シンポジウムの企画趣旨
 1. 企画の経緯
 2. 企画のねらい
 3. 小括
- III. “ともにある”支援関係について思う
 1. はじめに
 2. たとえば、夜の街という徴
 3. 新型コロナウイルスの蔓延と感染症対策の狭間で…
 4. 感染症対策の例外として“家族”
 5. まとめにかえて
- IV. コロナ危機と社会福祉の課題を考えるー社会福祉学部シンポジウムを受けてー
 1. はじめに
 2. コロナ禍が創出・再強化する社会規範と社会福祉
 3. 「社会福祉の課題」の輪郭：「被害とリスクの偏り」は見えているのか
 4. 福祉実践・研究が「ともにある」価値を降ろさないのなら
 5. おわりに

【要旨】

本研究ノートは、2020年10月11日（日）に開催された第二回北星学園大学社会福祉学部シンポジウムについて、その準備過程及びシンポジウム後に追加開催されたアフター研究会の内容も含め、検討された内容・論点を記録として残すことを第一義的な目的としつつ、未だ続く新型コロナウイルス感染拡大の危険とそれへの社会の対応が「社会福祉」という学問分野ないし実践にもたらす課題について著者らの問題意識を示すとともに、各々の著者らが新型コロナウイルス感染拡大という事態、そしてシンポジウムを通じて得た示唆と研究課題をまとめたものである。第二章（林健太郎執筆）では、上記シンポジウムの企画趣旨とそこで提起・議論された論点について、若干の私見も交えながら説明を行なった。続く第三章（松岡是伸執筆）では、シンポジウムの準備過程からアフター研究会での議論を踏まえつつ、シンポジウムでも重視された“ともにある支援関係”のあり方がコロナ禍でどのように変化したか、そして、これから“ともにある支援関係”を可能にする生活支援や生活保障の新しいあり方や枠組みをどのように議論していくべきかについて若干の考察を行なっている。続く第四章（田中耕一郎執筆）では、シンポジウムの準備過程及び当日に議論された内容を手掛かりに、新型コロナウイルス感染拡大のなかで見落とされる危険性のある諸課題を明らかにした上で、社会福祉実践及び研究がいかなる論点と向き合うべきかについて考察を行なっている。

I. はじめに

(1) 2020年10月11日（日）、2019年度に引き続き、第二回北星学園大学社会福祉学部シンポジウム(以下、「シンポジウム」と略称する。)がオンライン(Zoom)を用いて開催された¹。

シンポジウムは、北星学園大学(以下、「本学」という。)社会福祉学部²に所属する専任教員のうち、田実潔学部長を筆頭に、福祉心

理学科から中田龍三郎専任講師、福祉臨床学科から永井順子教授・田中耕一郎、福祉計画学科から松岡是伸・林健太郎で実行委員会を組織しつつ、実務家シンポジストとして高波千代子氏(医療法人稲生会 企画戦略室長)、木村貴大氏(医療法人薪水・浦河ひがし町診療所 ソーシャルワーカー)、山吹健司氏(苫小牧市福祉部総合福祉課 主任相談支援員)を招聘し、計4回の事前研究会での企画の練

キーワード：新型コロナウイルス、社会福祉の課題、“ともにある”

り上げを踏まえた上で、「コロナ危機と社会福祉の課題」と題して開催された。当日は、基調講演として本学名誉教授の杉岡直人氏に「with コロナの社会福祉実践」というタイトルでシンポジウムの主題に即したお話を頂いた上で、各シンポジストより事前の研究会での議論に基づき、現場で直面している課題とその振り返りから得られた知見のご報告を頂戴し、その後参加者も交えたディスカッションを行った。

本稿ではシンポジストの方々のご報告内容は詳細に紹介できないものの、高波氏からは「コロナ禍にみる小児等在宅医療の現状と課題」というタイトルで、24時間人工呼吸器を必要としている子どもたちへの小児在宅医療を中核として、医療従事者・関係者、子どもたちとその家族などが豊かな関係を「ともにつくる」ことを重視している平時の取組内容について触れられた上で、コロナ禍の現状で生じた課題及び今後の展望を報告して頂いた(高波 2020)。また、精神科診療所で精神疾患をお持ちの方々への医療を提供するとともに、デイケア活動による「つながれる場」を提供しながらその地域生活を支えておられる木村氏からは、「コロナ禍における精神科デイケアでの取り組み」コロナ禍によってデイケア活動を継続していくべきかが問われた中で利用者との対話を通じてその継続の方法について模索してきたこと、そのような模索を通じて却って平時における診療所の取り組みにおいて大事にすべきことが再確認できたことについてご報告を頂いた(木村 2020)。さらに、苫小牧市において、社会から孤立した、あるいは孤立しがちな生活困窮者に対する自立相談支援の事業に従事しておられる山吹氏からは、「コロナ禍における生活困窮者支援の倫理とは何か」というタイトルで、(報告当時の時点において)コロナ禍の影響を受けた相談に訪れる利用者像の変化——複合的な課題を抱えた人々ではなく課題

がはっきりしている人々が増加傾向にあること——に触れられた上で、しかしながら人と人がつながる機会を設けるという自立相談支援の基本(倫理)は変化すべきでないことを説いて頂いた(山吹2020)。

(2) シンポジウム当日は、オンライン(Zoom)での開催という変則的な開催形式にもかかわらず、本学OB・OGを中心に多くの方にご参加を賜り、またシンポジストの方々の示唆に満ちたご報告内容もあって、盛況のうちに終了した。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大というタイムリーな課題を扱う主題であることから、シンポジウムの開催のみで何らかの解が得られるわけではなく、引き続き注視しておくべき、議論していくべき課題を確認するにとどまるものとならざるを得なかった。また、事前に開催された研究会においてもシンポジウム当日の議論には反映しきれなかった論点が様々提出され、実務家と研究者との間で議論を重ねることの効用をまさに実感するとともに、研究者たる本学教員にも今後考えていくべき様々な研究課題を残すものとなった。

そこで、シンポジウム開催過程で浮かび上がった様々な論点を継続的に議論し、その課題を共有し続けることが重要であるという問題意識から、本研究ノート著者である田中耕一郎・松岡是伸・林健太郎の3名(実行委員会有志)にて、シンポジウム視聴者に声がけをした上で、アフター研究会を開催する試みを行った(2021年3月22日(月)オンライン(Zoom)開催)。アフター研究会では、田中より「『コロナ危機と社会福祉の課題』(学部シンポ2020/10/11開催)から考える」と題して報告が行われ、参加者との間で改めて議論が行われた(その報告内容は、本研究ノートの田中執筆部分にまとめられている)。

(3) 本研究ノートは、以上の過程を記録として残すことを第一義的な目的としつつⁱⁱ、未だ続く新型コロナウイルス感染拡大の危機と

それへの社会の対応が「社会福祉」という学問分野ないし実践にもたらす課題について著者らの問題意識を示すとともに、各々の著者らが新型コロナウイルス感染拡大という事態、そしてシンポジウムとその準備過程を通じて得た示唆と研究課題を——未だ学術的・理論的に整序しきれない“問題意識”レベルのものも含め——研究ノートとしてまとめるものである。

そこで以下では、まず、シンポジウムの企画趣旨及びそこでの問題意識について説明した上で、シンポジストの方々の報告内容について簡単に紹介するとともに、そこで浮かび上がった課題について触れていく（→II.：林健太郎執筆）。次に、シンポジウム、その後のアフター研究会の議論を踏まえ、“ともにある”支援関係について考えていきたい（→III.：松岡是伸執筆）。最後に、本シンポジウムを振り返って改めて考えるべき論点について、シンポジウム後のアフター研究会における報告内容を示すこととする（→IV.：田中耕一郎執筆）。

II. シンポジウムの企画趣旨

（林健太郎）

1. 企画の経緯

(1) 2020年2月頃から本格化した新型コロナウイルス感染拡大という事態は、ウイルスそれ自体に対する疫学的対応だけでなく、それへの社会・制度政策による対応も含め、人々の生活に多大な影響を及ぼしているのは衆目の一致するところであると思われる。未だ収束の見通すことのできない、かかる事態のもたらす種々の影響は、その時点での様々な状況により時時刻々と変化し、これまで、そしてこれからも、人々の生活にどのような影響・現象をもたらすかが注視されるべきである。

(2) 2020年度シンポジウムは、その構想段階を含めると2020年5月半ば頃から、筆者もその一人として、企画の準備を開始した。当時大学では、教育面での対応に追われていた時期であり、また感染症の影響それ自体も甚だ予測不透明な状況にあった。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大という事態とそれへの社会の対応が現に様々な生活上の課題を顕在化させていることは明らかであり、他方で社会が未だ、様々な現れる諸課題に対して一貫した確たる処方箋を持たない状況において、いわば危機への対応として暗中模索を繰り返している中で、人々の「生活」を考察の対象とする「社会福祉」を標榜する学部としては、人々の「生活」に着目しつつ、現下の状況における「社会福祉」固有の課題あるいは視点は何か？という問いを、探索的にであったとしても言語化しなければならないという思いを持つに至った。ここでは、他の分野（例えば疫学・経済学等）とは異なる「社会福祉」固有の課題は何か？という問いに向き合うことが——“危機”においてはもちろん、“平時”における学問アイデンティティを検討する糸口としても——重要であると考えられた。

もっとも、このような抽象的な課題を設定するとしても、現下の新型コロナウイルス感染拡大が人々の生活あるいは人々の生活を支える実践にいかなる課題をもたらしているかを知らなければ、その考察も机上の空論に終始してしまう。また、なによりもこうした問い自体は各研究者が各々の専門・フィールドに即して探究・考察していくことべきものであり、個々の人々の抱える生活課題とそれに対応する専門家・実践家による言語化こそ望ましいと言える。あえて「社会福祉」という大風呂敷を敷いて、教育・研究機関たる本学がこの議論に貢献できる課題は何か問われなければならない。

もとより、本学社会福祉学部においてシン

ポジウムを開催する意義は、刻々と変化する「社会福祉」をめぐる社会状況の中で、「学術」の担い手たちが集まる研究機関としての大学という立場から実践知から学びを得て、さらにそこから得られた知を理論知に昇華させ、改めて実践知に返すというサイクルの形成をねらいとする、実践知と理論知のプラットフォームの役割を果たすという点にあり(林2021:104)、また、そのような知を繋ぐネットワークを保持し、それを活性化させていくことが、なによりもその存在意義を示す試みとなるであろう。そこで、まさに現場で「コロナ危機」に立ち向かわれている実務家から実務の直面する課題を示して頂いた上でそれを実行委員会(研究者)の側から「社会福祉の課題」という理論的・学術的な問題意識から問い返し、論点を共有しながら協働していくことこそ、当時の時点で本学社会福祉学部の果たすことのできる役割となるのではないかと考えるに至った。その結果、シンポジウム企画段階から、前述した3名のシンポジストの参画を得て、単に現状をご報告頂くに止まらず、実行委員会の研究者とともに事前に研究会で議論し、論点を共有し、共通の問題意識を持ちながらその実践の意味を考究する形で、シンポジウムの表題に掲げる課題を議論する機会に恵まれたのである。

2. 企画のねらい

(1) ここで、シンポジウムの表題として「新型コロナ危機と社会福祉」を掲げた意図について説明しておきたい。

前述のとおり、シンポジストとして招聘した3名がそれぞれの事業所等で従事されている取り組みは、対象者やそこで行われている実践の内容も様々であり、当然のことながら新型コロナウイルス感染及び感染拡大という事態への対応もそれぞれにおいて異なる。そもそも、シンポジウムの表題に掲げた「社会福祉」、あるいは社会福祉実践において主要

な援助技術として参照されるソーシャルワークは、その接する人々が抱えている生活、あるいはその生活が直面する困難が様々であるということ正面から受け止め、個別化して接することを本旨とするものであるから、一様に「社会福祉」の課題を抽出することは困難であるし、控えるべき事柄であろう。そうだとすれば、「社会福祉の課題」を理論的・学術的な問題意識から問い返すというシンポジウムのねらいはどのようになされるべきかが今一度問われる必要があった。

(2) 実行委員会が「新型コロナ危機と社会福祉」という表題を掲げた際の問題意識は次のようなものであった。それは、当時の新型コロナウイルス感染拡大とその予防に向けた取り組みが、社会の様々なところから発信される「危機」というキーワードとともに、人々の行動に「国民」や「住民」一丸となった対応と自制と調和という画一的な生活スタイルを求め、かつ、それに反応する社会もまた“自粛警察”などという言葉も蔓延ったように有形無形の同調圧力をもたらしている中で、特殊なニーズを持つ人々の特殊性への考慮が全体社会の要請を前に後回しにされてはいないか、全体社会の動きが、個々の「生活」や「困難」の多様さに価値を見出す「社会福祉」と対立する側面を持っていないだろうか、翻ってこうした「危機」の中であるからこそ、「社会福祉」の対象やその重視する価値を「社会福祉」が言語化し、発信していくべきではないか、という問題意識である。したがって、事前研究会での議論を通じて実務家の方々のそれぞれ直面されている課題を踏まえ意識的に浮かび上がらせていこうと試みたのは、それぞれの取り組みが捉えようとしている対象(個々の「生活」や「困難」とそこで重視されているであろう「価値」)は何か、というものであった。ここでの問題意識は、現に生じている諸困難を、講学上で論じられ、また、奉じられている対象や価値に当てはめるので

はなく、実務家からの報告を通じて得られる手がかりから、翻って「社会福祉」の存在意義を反省しようという試みとも言える。

(3) こうして、事前の研究会でのシンポジストの方々による現状のご報告と、それらについての議論を通じて提示された(仮説的な)「社会福祉」の「価値」を示すキーワードが“ともにある”ことというキーワードである。ここでいう“ともにある”こととは、人と人とが支援する人とされている人という関係でのみ取り結ばれるものではなく、「何か特定の作為を求める利害関係を媒介させずに、対等に、寄り添う」ことに価値を見出す、ということの意味する。これは、小児在宅医療を取り巻く人々同士の関係を「ともにつくる」ことを重視している高波氏の従事する事業の取り組み、デイケア活動を通じて、精神疾患をお持ちの方々が「集まり、語り、安心していられる場」あるいは「仲間を近くに感じ、繋がれる場」を設けることを重視している木村氏の診療所の取り組み、そして支援者のもとにたどり着いた生活困窮者の方々のそばに寄り添い、それぞれの人の持つ物語を共有することを重視する山吹氏の困窮者支援の取り組みなど、すべてに共通する価値であると考えられた。

その上で、「コロナ危機」の中で“ともにある”ことという価値に突きつけられた——否むしろそれによって“ともにある”ことという価値が再認識されるに至ったという方が適切なかもしれない——のは、いわゆる〈ソーシャルディスタンス〉規範という、言うなれば“ともにある”ことと相反する要請であった。このことは特にケアワーク(身体介助)を伴う取り組みに顕著に顕れるけれども、そうでなくとも、シンポジストの方々の取り組みにとっては桎梏である。というのも、シンポジストの方々の取り組みは、まさにそれを利用する人々の「生活」の一部として組み込まれた欠くことのできない要素となって

おり、こうした取り組みが一時的にでも欠けたとすれば「生活」全体の成立・安定そのものが揺らいでしまうからである。

この点を筆者なりにもう少し敷衍しておこう。「社会福祉」の名の下で行われる支援が、何らか特定のニーズの発生とその解消という一回限りの関係で終結する関係であるならば、「危機」対応として行われる〈ソーシャルディスタンス〉規範の要請は大きく問題とはならないかもしれない。しかし、多かれ少なかれ「社会福祉」の名の下で行われる支援は、「関係」に基づき行われる継続的な営為である。少なくとも各シンポジストの行なっている取り組みは、何らか特定のニーズの発生とその解消という一回限りの関係ではなく、むしろそこから生成される関係それ自体に意味を見出すことに積極的な意味を見出していた。とすれば、〈ソーシャルディスタンス〉規範——さらに、それがいつまで要請され続けるか不透明な状況——は、こうした関係そのものの継続性を失わせる契機となり得るし、そうした関係が「生活」の一部となっている人々からすれば致命的なものとなると考えられる。

(4) 以上のような問題意識の下で、当日は、各シンポジストの報告に先立ち、趣旨説明として次のような仮説的な「問い」を設定した。ここでは「問い」とその趣旨を紹介しつつ、考える糸口として、シンポジウム準備過程で表れた議論の一端を紹介しておきたい。

第一に、“ともにある”ことを制限する、あるいはそれへの制限を優先する社会のあり方を、否定するのではなく、しかしそこで前提とされている社会のあり方それ自体を問い直すことはできないか、という問いである。これは、すでに「危機」の結果としての困難が生じた人々を支援するという事を考える前提として、その出来事としての「危機」が、ややもすれば「危機」の前から存在していた“脆さ”を顕在化したという側面があるので

はないか、そうだとすれば、“脆さ”を生み出す平時の社会構造のあり方それ自体を問う契機となるのではないか、という問題意識に基づく問いである。各シンポジストの行われている取り組みとの関係で言えば、平時における各取り組みが利用者の「生活」を支える一部となっていることを肯定的に踏まえつつも、そうした取り組みにアクセス出来ない人々、あるいは社会がこれらの取り組みに依存していること——「危機」によってこれらの取り組みが制約を受けると、途端に「生活」が成り立たなくなってしまうセーフティネットの単層性——をどう考えるか、ということにも繋がる。このような現実が存在してしまっているとすれば、今般の物理的な意味での〈ディスタンス〉の確保は、危機によって直ちに、社会的な〈ディスタンス〉を深めることにもなりかねない。この懸念は、後述IV. の田中の議論にも示されている。

第二に、“ともにある”ことという価値と逆のことが求められる中で、それでも「社会福祉」の価値を維持していくためにはどうすれば良いか、ということである。これは、〈ディスタンス〉規範と“ともにある”ことという価値の両者を調整していく原理をどのように考えるか、という論点につながるであろう。逆に、かかる論点を真剣に考えていかなければ、“ともにある”ことという価値は今般のような全体社会における公衆衛生上の危機の前に、容易に否定されてしまいかねないものとなるという危惧もある。かかる論点に対しては、シンポジウムの準備過程の議論において、従来のケア関係が多かれ少なかれ具有してきた支援関係の固有性／対面性／（支援する者とされる者とで成立する）非対等性を放棄した上で、誰もがケアの担い手になる社会の規範を模索していくという方向性も示された。シンポジストからも、今般のコロナ禍がまさにそうであるように、支援者もまた“弱さ”を抱え、その“弱さ”を持って利用者と

向き合うことで先の見えない状況を乗り越えていったというエピソードも示されたところである。

最後に、今般の新型コロナウイルス感染拡大という事態において、“ともにある”ことを大事にする「社会福祉」だからこそ発揮できる役割とはなにか、という問いである。この問いは、with コロナ・after コロナにおける「社会福祉」の存在意義を考えることにも繋がるものとして提示されたものである。

この論点に関連して、筆者はシンポジストの方々とのディスカッションを通じて、暫定的な解としてではあるものの、「“ともにある”ことから“ともに創る”ことに価値を見出す」ということに言及した。ここでの“ともに創る”ことという表現は、“ともにある”ことという言葉が“結果・状態”を意味するものだとすれば、なんらかの関心を共有する者同士で、その関心の対象を維持し、前に進めていくために、それに関わり続ける“プロセス”それ自体を大事にすることを意図したものである。もとより、およそなかを“ともに創”ろうとすれば、その結果として“ともにある”ことも実現されるはずである。

筆者の“ともに創る”ことに価値を見出すという着想は、まさにシンポジストの方々の実践が、利用者の生活を支えるという思いを共有する者同士が支える仕組みを“ともに創”ろうと試みること、そしてコロナ禍の制約のなかでも“ともに創”ろうと試みること自体は放棄していなかった、ということから示唆を得たものである。もっとも、重要なことは、コロナ禍を経験した社会であるからこそ、“ともに創る”ことに価値を見出す様々な取り組みを社会としてバックアップしていくことが必要である、ということであろう。コロナ危機を経て「社会福祉」が着目すべきは、危機によって生じた人々の困難を解決することも当然ではあるものの、人々の生活を支える仕組みを“ともに創る”取り組みそれ自体であ

り、それを社会として支えていく方途を導き出していくことではなからうか。

3. 小括

以上、シンポジウムの経緯とねらいの説明を通じて、その企画の趣旨を明らかにするとともに、企画を練りながら、また企画を経て考えた筆者の思考の一端を示してきた。あくまでシンポジウム開催時に想起するに至った論点を提示したまでに過ぎず、その本格的な検討は今後の研究に委ねられる。

学術が社会福祉の実践に対してその実践の意義を言語化するための言葉を吹き込み、社会にそれを広げていくという活動の意味も、コロナ禍を経てますます重要なものとなっていくと考えるのは独りよがりであろうか。この独りよがりの思いを具体化するためにも、研究者として出来ることは何かということを常に念頭に置きながら、コロナ禍の現実を注視していきたい。

III. “ともにある”支援関係について 思う（松岡是伸）

1. はじめに

新型コロナウイルスの蔓延と感染症対策は、“ともにある支援関係”を困難にさせるものであった。新型コロナウイルス蔓延以前、我々は“ともにある”ことやそれに基づく支援関係、ケア関係にどこまで思慮していたであろうか。“ともにある支援関係”が、感染症の世界的蔓延によりできなくなるとは考えなかったであろう。新型コロナウイルスの蔓延以前は、どのように“ともにある”を実現するか、そのための支援とはいったいなんであるかを考えていたが、新型コロナウイルスの蔓延以降、“ともにある支援”ができない事態に直面し、“ともにある”ことの議論すべき前提が変化したといえる。ここでいう“と

もにある”は、端的に言えば、対面的、直接的な支援関係、ケア関係のことである。もう少し広くいえば、人々が集い、語らい、接しあう関係性のことである。“ともにある”を議論する前提の変化は、本題も含め社会福祉に突き付けられた問題である。

そこで本稿では、簡単ではあるが、“ともにある”支援関係について言及していきたい。そのため感染症対策とそれに順応して我々の暮らしに潜む“規範”についてみていきたい。そしていくつかの社会福祉実践の点描をみることで“ともにある支援関係”について考えていく。

さて、稿を起すあたり、いくつか断っておかなければならない。本稿は体系的にまとめられたものではない。本学部シンポジウム「コロナ危機と社会福祉」の基調講演やシンポジウム、その後のアフター研究会の議論に触発され、筆者が研究ノートとして思うままに書き留めたものにすぎない。

2. たとえば、夜の街という徴

たとえば、新型コロナウイルスの蔓延下において“夜の街”という言葉がマスメディア等でよく耳にするようになり、感染対策上、接待を伴う飲食店等が軒並み営業自粛へと追い込まれていった。しかし“夜の街”という徴（ラベル）は、それ以上の意味合いが含まれていたと思う。この徴（ラベル）の効果は、感染者にむけられる。感染することで、“夜の街”で会食やいかがわしいところを出入りしていたのではないかというようにである。どうやら“夜の街”という徴は、それをラベルリングされる、またはその嫌疑をかけられる者にとっては、答えようのない恥辱を与えることになる。

また鎌田（2020）も隔離される感染者に対して次のような反応があったという。

「…隔離されるホテルに入れば、周囲に感染

がわかり差別もおきてくる。「あの人変なところに行ったから感染したんじゃないの」と噂され、SNS 上でバッシングされることもある。それは都会よりも地方のほうが顕著で、家族まで後ろ指をさされる羽目になる」(鎌田 2020 : 69)

このように、好ましくない徴(ラベル)をラベリングされることにより、他者や地域、社会から注視される。ときには、バッシングへと発展する。新型コロナウイルスの蔓延と感染症対策によって、我々はいくつかの徴をもつことになった。マスク、アルコール消毒、換気、対人距離を拡げる等は、2020年から今日まで感染症対策と特徴づけられた徴である。そしてこれらを怠ったからといって、法的に制裁を受けることはない。しかし、これらの徴は、ときに人々や社会のなかで社会規範、道徳的規範として浸透してくることがある。そして人々や社会に浸透した社会規範、道徳規範から逸脱するとき、逸脱した個人は他者や社会から注視され、恥辱感をいだき、逸脱した個人の体面や名誉が傷つけられることになる。とすれば、我々の社会は、感染症対策という名のもとでいくつもの社会規範や道徳的規範の変更や新たな構築をおこなってきたといえる。そうであるならば、人々の意識や行動、活動に与える影響は計り知れない。

本学部シンポジウムの基調講演をいただいた本学名誉教授の杉岡直人先生の「with コロナの社会福祉実践」のなかで新型コロナウイルスの蔓延・感染症対策下にみられる差別・偏見、スティグマにふれていた。講演の最後の方で、これからのソーシャルワーク実践にふれつつ、感染症対策により非接触を求められる政策が社会的分断をもたらすリスクを克服するものでなければならないといっていた(杉岡2020)。このことから、感染症対策によって、我々の暮らしに影響を与えるほどの規範の変化や構築がなされ、ややもす

れば、社会的分断をまねくほどの影響を持っていることを示唆するものであった。新型コロナウイルスの蔓延下において、日本国民の自粛を受け入れる行動と自制を讃えるむきがある一方で、先述してきたように、傷つけられた個人と社会の仕組みにも目をむけなければならぬと考える。

3. 新型コロナウイルスの蔓延と感染症対策の狭間で… —社会福祉実践の点描をみる—

新しい生活様式。2020年以降、幾度も聞いた言葉である。感染リスクを最小化するためマスクの着用や手洗い、アルコール消毒、検温、換気、さらには外出や他者との接触の自粛等を余儀なくされた。我々は、密閉、密集、密接を避け、ソーシャルディスタンス(社会的距離)をとり、生活を営み、他者とかかわることになったのである。

このような中で、新型コロナウイルスの蔓延は、現代日本において必ずしも可視化されてこなかった問題を炙り出し、これまで問題視されていたことを深刻化させていった。村上(2020)は、「[普通の]経済状態にない、という人々が、現代社会の中で、かくもおおかつたということの、再認識ではなかったか。…日々ぎりぎりの崖っぷちで生活し、そこから一歩滑れば、社会福祉の助けを必要としている人々が無視できない数に及んでいる…」

(村上2020 : 36) というように蔓延以前から生活問題を抱える人々の存在を指摘した。また、新型コロナウイルスの蔓延と感染症対策の影響は、非正規雇用、低所得、女性、非熟練である人々に大きな打撃を与えてきた(kikuchi et al 2020)。

では、新型コロナウイルスの蔓延・感染症対策下の社会福祉実践をみていきたい。新型コロナウイルスの蔓延・感染症対策は、生活問題を抱える人々を可視化するとともに、人々の人間関係、社会関係を分断する(分断

した) 事態であった。では、そうした場合、関係性をどのように紡ぐべきであろうか。この点を社会福祉実践からみていきたい。

1) “会う” という関係

新型コロナウイルスの蔓延・感染症対策下で急速に進んだのが SNS やオンライン、メール、電話等社会的距離を確保しコミュニケーションをとれるリテラシーの活用である。児童虐待や自殺予防、生活相談など多岐にわたる。その中で DV 被害者支援をする北中(2020) は新型コロナウイルスの蔓延下における SNS や電話相談に対する重要な示唆を与えてくれる。北中(2020) は、初回はメールや SNS の相談であっても最終的には“直接、会わなければならない”という。

「…メールや SNS で相談を受けるなら、その被害当事者がいる地域で直接支援を行う人が実施することが重要である。相談窓口の先に、直接会って、シェルターへの非難の支援や警察への動向などをする期間・団体のスタッフがいないと、「会いましょう」という提案ができない。

しかし、SNS 相談を推進する行政の担当者の中には、このプロセスをあまりわかっておらず、悩みを傾聴する心理相談と同じようなものと誤解している人も少なくない。そこで、心理相談業者やコールセンター業者に SNS や電話相談を丸投げして、そこからケースワークにつなぐことを一切考えていなかったりする…」(北中2020:46)

このことから社会福祉実践は、支援が展開されるどこかのステージで“直接、会う”という関係、行為、活動を求められることになる。ソーシャルディスタンスを超えて“ともに”支援関係を構築しなければならないということである。

感染症対策のためにソーシャルディスタンスを拡げなければならないにも関わらず、支

援するためには“会う”という接触をしなければならない。この狭間で我々は、何が優先されるべきか、何が大切なことなのかをあらためて社会福祉の観点から問わなければならない。そして社会福祉実践、ソーシャルワーク実践において支援される側と支援する側が“直接、会う”という支援関係の価値について、あらためて評価しなおさなければならないだろう。

2) “運命共同体” という関係

次に、重度身体障がい者の生活の介助である。重度訪問介護は周知のとおり、障害区分 IV 以上で当事者の日常生活を支える身体介護、生活介護、見守りなどの生活全般を介助する。

新型コロナウイルスの蔓延・感染症対策は、介助が必要な人々にも大きく影響を与えた。嶋田(2020)によれば、介助には「濃厚接触が避けられない」といい、当事者と介助者双方が感染し合うリスクを孕んでいるという(嶋田2020:49)。そして、当事者自身の生活の場が感染源となってしまうことへの恐怖があるという。嶋田(2020)は、インタビューした当事者にふれながら、

「自分も含めて介助者が集団感染してしまえば、自分の生活だけでなく、介助者の命や生活も脅かされてしまう。また地域で自立生活していこうにも、地域からの非難の目で見られてしまう。「自分一人だけの生活ではないからこそ、ヘルパーの命も守らなければならない」という思いとともに、「ヘルパーと1日中家にいるとお互いに息がつまり辛い」と…アンビバレントな感情を吐露してくれた」(嶋田2020:49)

という。このように、介助がなければ成り立たない生活と感染症対策による濃厚接触の回避は、我々に“ともに構築する支援とは”という課題を突き付ける。そのような中で当事

者が嶋田(2020)に語ったひとつが“ともに”ある支援関係を考える鍵を握っているように私は感じた。それは、

「…障害当事者と介助者は継続的な関係性を築くことができる。自薦登録ヘルパー制度により障害当事者と介助者は運命共同体となり、「介助者もこの非常時を当事者とうにか乗り越えようという意識になるのでは」…」(嶋田2020:50)

という。ここで“運命共同体”という言葉は、“ともにある”に読みかえることも可能であろう。そして“ともにある”ということの重要性がみてとれる。それは支援される側と支援する側の双方が主体的に、支援関係なり、生活なりを築いていくことである。

“感染症対策という非接触”と“支援関係という接触”の狭間で、“ともにある”ためには主体的な関係性の形成が鍵を握っているように考える。

4. 感染症対策の例外として“家族”

ここで唐突かもしれないが、“家族・家庭”について触れておきたい。その理由は、感染症対策において、“家族・家庭”は、新しい生活様式や三密回避等という点で例外的な扱いとされてきたためである。そればかりか、「ステイホーム」が掲げられ、マスメディアは「家族と過ごそう」と喧伝し、「大切な人を守ろう」というメッセージが伝えられてきた(ちなみ本学の毎講義終了後に、「…大切な人を守るために感染対策をしましょう…」云々というアナウンスが流れる)。これらのことに中森(2020)は、

「…各々にとっての「大切な人」を具体的に連想させ、その生への配慮から、感染症対策への意識を喚起させようとしている点で、各々の「親密圏」がいわば間接的に利用されてい

る。ただ、この論理は、「自粛」や「ステイホーム」にしたがわなかった者たちを、各々の「大切な人」に危害を加えうる人物として位置付けることになり、結果的に「自粛」に背いた行動をとったものへの追及やバッシングを強めてしまいかねない点に注意を払うべきであろう」(中森2020:70)

という。ここで「2. たとえば、夜の街という徴」でみてきたように、感染症対策によって、徴と規範が新たに構築されていることがわかり、「自粛」に背いた者へのバッシングというまなざしや讒謗とつながっていくであろう。さらに、“ともにある”支援関係を考えるためにも中森(2020)は重要な示唆を与えてくれる。少々長くなるがその点を引用する。

「…現代を生きる私たちにとっては「親密圏」は、家族にとどまるものではない。家族の外側にまたがり折り重なってる親密圏は、家族内の成員同士に、互いに知り尽くせない「奥行」をもたらすことになるだろう。だが、「密を避ける」および「ステイホーム」の方針は、結果的に、親密圏から家族以外の関係を切り詰めてゆく方向に作用していたのだった。今回のような非常事態においては、「いざとなったら停止・再編が可能だとみなされる関係」と「それが不可能にみえる関係」の線引きが目に見える形で表面化する。そのなかで家族は、後者の関係、すなわち非常事態においても相対的に強固な関係性としてみなされるようだ…」(中森2020:71)

感染症対策によって“家族・家庭”は、中森(2020)がいうように、明らかに関係性を切り詰めることが「不可能にみえる関係」という位置づけであった。それ以外の関係性は、「いざとなったら停止・再編が可能だとみなされる関係」であったといえる。「3.」でみ

てきたように、直接会うことを必然的に伴う支援や、障がいを抱える人々の介助関係は、“家族・家庭”ではないため、切り詰めることができる関係とされてしまうであろう。はたして本当にそうなのであろうか。否、今回の社会福祉実践や障がいを抱える人々の介助関係をみてもそうではないことは明らかであろう。このことからすれば、これまでの感染症対策は、“家族”の成員を支える手立てを講じてはきたが、真の意味で“生活”を支える手立てまでに至っていなかったのではないだろうか。そうであるならば、感染症対策において例外的扱いの“家族・家庭”こそ、新しい対応が必要であり、“生活”という観点から対策や規範の構築が必要であったといえる。

一方で、“家族・家庭”が感染症対策の矛盾や不備の最終的な調整弁であったといえる。経済や社会活動、人々の日常である集う、語り、接し合うを停止、分断するものの、分断された個々人の生活には、それを自助できる機能やインフラすら持ち合わせていない。我々の生活は市場を介し、さまざまなつながりのなかで成り立ってきた。逆説的に述べれば、感染症対策において、家族を例外的に扱うことで、これまでの生活を何とか維持させようとしてきともいえるのである。

5. まとめにかえて — “ともにある”，“ともにある支援関係を構築する” —

“ともにある”やその支援関係について、筆者は直接的な解を持ちあわせていない。そのうえで、“ともにある支援関係を構築する”ために、いくつかの見解を示しておきたい。

それは、支援する側と支援される側の双方が〈主体的に関係性を紡ぐ〉ことで、〈了解可能な関係〉を構築することである。「3.」でみたように当事者と介助者が“運命共同体”として困難を乗り越えていくには、双方の主体性が欠かせない。そしてそれに双方が了解

可能であるならば、密接・密閉・密集に対して双方が了解可能な行為、活動を模索していく。この過程は、双方が主体的に密接・密閉・密集に対して抗し、“ともにある支援関係の構築”を個別具体的に決めていくことになる。

そのためには2つの背景について、気をつけなければならない。ひとつは「2.」でみてきたように感染症対策下における徴と規範である。もし支援する側、支援される側双方で了解した行為、活動であっても、他者や地域から好ましくないとされ（徴）、感染症対策による規範から逸脱したとみなされる場合、否定的なまなざしに晒され、差別・偏見をまねく恐れがある。“ともにある支援関係”を考えるとき、我々は地域や社会にある徴と規範について必要であれば、新たな社会的な合意形成や規範を構築していかなければならない。

もうひとつは、「4.」でみてきたように、人間関係や社会関係において関係性の切り詰めが「不可能にみれる関係」と「いざとなったら停止・再編が可能だとみなされる関係」を生活や生活関係という点から問い直すことである。今回の感染症対策において家族以外は、「いざとなったら停止・再編が可能だとみなされる関係」とならざるを得なかった。しかし、“ともにある支援関係”を生活や生活関係という文脈から問い直すことで、関係性の切り詰めが“不可能にみれる関係”となると考える。

以上のことから、“ともにある支援関係”を構築するとき、主体的な関係性を紡ぎだし、支援する側、される側の双方において了解可能な行為・活動をつくり上げていくことである。同時にそれを実現するためには、社会規範や人間関係、社会関係を生活の視点から問い直すことが必要である。それは、生活支援や生活保障のあり方、枠組みに基づきつつも、主体的な関係性から紡ぎだされた支援関係の生活経験の蓄積に他ならない。そしてその支

援関係の生活経験の蓄積が、“ともにある支援関係”を可能にする生活支援や生活保障の新しいあり方や枠組みにつながり、社会規範や無用な差別、偏見を生じさせない社会をかたち作っていくと考える。

IV. コロナ危機と社会福祉の課題を考えるー社会福祉学部シンポジウムを受けてー (田中耕一郎)

1. はじめにⁱⁱⁱ

2020年10月11日開催の北星学園大学社会福祉学部シンポジウムにおける報告と議論を素材としながら、加えて、シンポジウムから現在(2021年3月22日)までのコロナ禍をめぐる新たな動向を踏まえつつ、社会福祉の幾つかの課題について考えてみたい。

まず、昨年度のシンポジウムを少し振り返ろう。シンポジウム当日までの数回の事前研究会における議論を通して設定された主たる問いは、「社会福祉がコロナ危機に立ち向かうとしたら、何が言えるのか、何ができるのか」という問いであった。そして、シンポジウム当日には、3人のシンポジストから、それぞれの現場の状況や課題、それに向き合う支援実践と、その実践を通してお考えになったことを詳細に報告いただいた。いずれの報告も、当初設定した問いに真摯に向き合わんとする大変貴重な報告だったと思う。

ただ、筆者は、3人の報告をお聴きしながら、若干の戸惑いを感じていた。その戸惑いとは、シンポジウムにおける報告と議論の流れの中で、自分自身が当初設定された「社会福祉はコロナ危機に立ち向かうために、何ができるのか」という前向きで能動的な問いの前にどうしても立つことができずに、その手前で立ちすくんでいるような戸惑いであったと思う。

言うまでもないことだが、福祉や医療の現場では眼前のニーズへの対応や、現実的な問

題の早期解決が常に求められるので、「どうすればよいのか」という問いの前に立ちすくむなどという余裕はない。実際、この1年間、福祉や医療の現場では、現場(支援者)として何をすべきか、担うべき役割とは何か、という問いが常に突き付けられ、この問いと対峙することに躊躇いを持つことなどは許されてこなかったはずで、それは緊急事態が継続している今もなお変わらない状況だと思う。

筆者自身も、常日頃、研究者が、現実的な問いの前に立ちすくむことで、研究の現実適応力やスピード感が欠如してゆくことを、自戒とともに批判的に見てきたつもりなのだが、しかし、シンポジウム当日、議論の流れに耳を傾けているうちに筆者は、(聞き直りに聞こえるかもしれないが)現場を離れた場と時間が設定されたシンポジウムや研究会を開催することの必要性と意義というものは、「社会福祉は何ができるか」という問いの手前で、一度は立ちすくむことにあるのではないかと、とぼんやりと考えていた。なぜなら、現在、コロナ禍が露呈させてゆく福祉や医療の現場のあり様は、その専門性の価値や倫理と深く結びついた問題であり、それは単に、コロナ禍という制約条件の下で最適解を求めるような問題ではないのではないかと、考えるからである。

現場から身を引き離し、クライアントを眼前に置かないシンポジウムや研究会だからこそ、「何ができるか」という現場で即答が求められる問いの手前の問い、つまり、「一体どうなっているのか」、「その状況をどう考えるのか」という問いをめぐる、あらためて考える作業が必要なのではないだろうか。これが本報告の問題意識である。

2. コロナ禍が創出・再強化する社会規範と社会福祉

(1) 「同調」のファナティシズムと複数性・多様性の抑圧

この間、各種メディアにおいても、「同調の過剰」をめぐる様相が幾度か取りあげられてきた。その中で、例えば「自粛警察」等という気味の悪い言葉や活動が生み出されている状況も報告されている。これらの報道に日々接していると、人々の経済活動や日常生活が、この同調のファナティズムに徐々に染め抜かれてゆき、逸脱への不寛容が瀰漫しつつあるように見える。

もちろん、感染予防の重要性を否定するわけではないが、この感染予防をめぐる強化されていく同調規範は、今や科学の範囲を遥かに超え出るような、「過度な道徳化」（吉田修馬，2020：66）とも言うべき不気味な様相を呈しているようにも見える。当然のことだが、同調のファナティズムは全体性や均質性、一元性を求めるので、人々の生の複数性や多様性に対して不寛容となり、それらを抑圧していく力動を形成してゆく。

障害者福祉や障害学を専門とする筆者の周りにおいても、例えば感覚過敏をもつ自閉症の方が（つまりマスクの着用の難しい方が）、ヘルパーとの散歩中、マスクを着用していなかった際に、複数の通行人から「マスクを着けさせろ」とか、「こんな状況で、散歩などさせるな」等という言葉が投げかけられ、また、視覚障害の方が買い物の際に、いつものように品物を実際に触れて確かめていると、「むやみに触らないで」と注意を受ける等の事例が後を絶たない。

このように、同調規範に従うことの難しい障害者等は、同調のファナティズムが蔓延する社会において、容易に「逸脱者」というレッテルを貼られてしまうことになる。さらに言えば、若干、飛躍に聞こえるかもしれないが、アフターリベラルと言われる不寛容・怒り・憎悪の政治（吉田徹，2020）が日本も含めて世界的に拡大しつつある近年の政治状況においては、このような同調という道徳から逸脱せざるを得ない複数性・多様性を持つ

人々は、ますます抑圧や攻撃の対象となってしまう恐れがある。

また、先走ることになるかもしれないが、近い将来に予想されるのは、この間の、また、この先も継続されるコロナ対策での大規模な財政支出の穴埋めとして実施されるであろう財政の緊縮政策である。この緊縮財政の下では、数多の歴史が教えるように、社会の中での閉塞感の広がりとともに、人種やジェンダー、障害等の属性を持つ人々へのヘイトや差別が拡大するなど、不寛容、軋轢、対立のさらなる深まりが危惧される。

コロナ禍において瀰漫した同調のファナティズム、アフターリベラルの憎悪政治、そして予想される未曾有の緊縮財政政策というファクターは、分断や他者化を再生産し続ける強力な動因となりうるだろう。そうであるなら、なおさら、社会福祉の実践と研究は今後、これらのファクターが、福祉利用者たちに対して、どのような抑圧や差別として表現されていくのか、ということに対して、常に監視し続ける必要があると思う。少なくとも支援に従事する福祉職としての自らが、ファナティズムや憎悪に絡め取られ、「反福祉」の尖兵とならないためにも。

（2）再強化され、制度化されてゆく旧来の自己責任規範

コロナ禍の社会において、ネオリベ的な自己責任規範が再強化されていることへの危惧も覚える。この自己責任規範は、ネット空間などで飛び交う感染の自己責任論という陰湿な被害者叩きにとどまるものではない。それはいまや緊急事態宣言下において〈正義〉の衣を纏いつつ制度化されつつあるのである。

2月13日（2021年）に新型コロナウイルス対策の特措法と感染症法の改正法が可決成立したが、周知の通り、これらの改正法においては、営業時間短縮や休業の命令に応じない事業者は特措法で過料が科されることになる

とともに、入院を拒否した患者に対しても、感染症法で罰則が設けられることになった。法案の事前協議で懲役や罰金という刑事罰は削除されたものの、行政罰の過料は残ったままで可決施行されている。

今般のコロナ禍においては、このように、感染防止を掲げる秩序政策（武川，2012）が露骨に、自己責任規範を強化させながら展開され始めているのである。社会政策の一翼を担う社会福祉、そして、経済政策の犠牲者たちに向き合う社会福祉は、このように秩序政策の影に追いやられた社会政策の現状と、抑制された経済政策の犠牲に対して、どのように向き合うのかということを目問し続ける必要があるだろう。

(3) 「ともにある」福祉的価値と相克する ディスタンス規範

コロナ禍において強化されてゆく新しい社会規範は、「ディスタンス規範」とも言えるものである。昨年のシンポジウムにおいて、3名のシンポジストが共通に、現場の課題として言及されていたのは、このディスタンス規範と、福祉実践の相克・対立についてである。

例えば医療法人稲生会の高波氏は、日々の実践を「物理的な空間を共有しながら、同じ理念をとともにする仲間として、患者やそのご家族とともに、支える側・支えられる側という垣根を超えて、ともに学び、ともに成長しつつ、共に生きる社会を創造していくための協働である」と述べておられた（高波，2020年）。この協働における前提は言うまでもなく、「物理的空間の共有」である。高波氏は「子どもたちと密であることを誇りに」という表現も報告の中で使われておられたが（高波，2020），おそらく「物理的空間の共有」は稲生会の理念の一つとしても捉えることができるだろう。このような「ともにあること」という前提や理念は、当然ながら、コロナ禍に

おけるディスタンス規範と相克してゆく。

また、医療法人薪水・浦河ひがし町診療所の木村氏は、ご自身が所属する診療所において、コロナ禍の影響でナイトケアや飲食を伴うプログラム、ミーティング、地域住民との交流が中止されたことに触れつつ、その報告の最後に、「私たちが日常的に取り組んできた各種のプログラムは、いずれも、ディスタンスとは正反対の取り組みだった」と述べておられた（木村，2020）。確かに「三密の回避」というディスタンス規範と、交流の場としてのデイケアは対極にある。

そして、苫小牧市福祉部総合福祉課の山吹氏は、生活困窮者の多くが「言語的弱者」であり、他者や制度、地域の社会資源とつながる力を持ちづらい方々であり、さらに言えば、その人たちの言葉を代弁する支援者とのつながりも持ちづらい方が多く、このような方たちが、コロナ禍のディスタンス規範の強化によって、ますます、社会から切り離され、孤立していくリスクを危惧されておられた（山吹，2020）。

このように、3名のシンポジストは共に、コロナ禍がもたらした新たなディスタンス規範と、日々の福祉実践が本来的に相容れない志向性を持つことを指摘されたのである。しかし、これもまた言うまでもないが、感染予防が至上命題となるコロナ禍では、福祉や医療の現場においても、このディスタンス規範を無視したり軽視したりすることはできない。したがって、コロナ禍が社会福祉に提示した問いは、本来両立し得ない「ともにあること」という福祉的価値と、コロナ禍がもたらしたディスタンス規範をどのように両立させていくのか、という難問に他ならない。

難問であるがゆえに、この問いに向き合わざるを得ないそれぞれの現場には、「ディスタンスに注意しながら、支援方法に工夫をして、日々の支援を継続しましょう」というような、いわば支援方法論的な工夫や再検討のレベル

にとどまらず（もちろん、このような方法論的な検討が現場において重要であることは論を待たないのだが）、そのレベルよりもさらに深いところで、現場の支援の価値や理念を根源的に問い直す、或いはそれを再確認する作業が求められているのではないかと思う。

3. 「社会福祉の課題」の輪郭：「被害とリスクの偏り」は見えているのか

(1) 創られる「被害とリスクの偏り」

シンポジストのどなたかが「コロナウイルスは平等にすべての人をリスクに晒した」と話されていたが、確かにコロナウイルスは対象を選ばないという意味では、すべての人に対して平等にリスクをもたらしたと言えるだろう。この「平等なリスク」という認識があったればこそ、2020年の第一波における世界的な緊急事態宣言下では、後述する災害ユートピア（=Solnit, 2010）的な連帯の機運が高まり、医療従事者をはじめ、エッセンシャルワーカーたちへの感謝の念が世界中に広がったのだろうと思う。

しかし、他方でわれわれは、われわれの社会のあり方が「犠牲となる人々を偏らせる」という厳然たる事実にも目を向ける必要がある。コロナ禍によるリスクが、人々の社会的な位置や、障害の有無、年齢、職種等によって不平等に分配されているという問題、つまり、「被害とリスクの偏り」が社会的に創られているという事実、多くの人は既に気づいているはずだ（粥川, 2020, 山家, 2020: 251等）。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に限らず、近年のさまざまな自然災害においても、被害が特定の社会的集団に偏ることは、例えば、今から25年以上前の阪神・淡路大震災から、「災害弱者」等の言葉で指摘されてきたところである。震災における「災害弱者」等の概念は、主に高齢者、障害者、乳幼児等、障害の有無や年齢などの属性による被害の偏

りを炙り出したが、現在のコロナ禍における「被害とリスクの偏り」は、この震災等における「災害弱者」に見られるような属人的特性とともに、社会経済的要因が色濃く反映されている。

例えば、稲生会の高波氏が指摘されていたように、医療的ケアを要する人々とそのご家族は、一方で、感染してしまうと重症化するリスクに晒されながらも、訪問看護、居宅介護等、外部からのケアがなければ、生活を維持していくことが困難な状況にある（高波, 2020）。また、浦河ひがし町診療所の木村氏は、デイケアのプログラムの中止や、社会活動の自粛によって、精神障害者たちが地域で孤立し、不安感が増大し、その結果として精神科病院への再入院のリスクが高まる恐れがあることを指摘されておられた（木村, 2020）。さらに、苫小牧市福祉部総合福祉課の山吹氏は、特例給付等、幾つかの助成金や補助金によって、自粛による生活への打撃は若干緩和されたものの、ギリギリの生活を送られている困窮世帯の方たちの雇用や生活が安定するまでにはかなりの時間が必要となるだろうと予想されていたが（山吹, 2020）、まさにその予想通りの状況が現在もおお継続しており、それはおそらく、今後も長く続いてゆくだろう。

また、高波氏が勤務される稲生会や木村氏のひがし町診療所のように、コロナ禍においても、福祉・医療事業者としての責務の強い自覚の下、いち早くサービスの継続を決定した事業所においては、支援を担うスタッフたちの不安やストレスの問題にも向き合わなければならない状況に置かれていた、という報告もいただいた。それは言うまでもなく、支援者である自らが感染の媒介になってしまうのではないかという不安とストレスである。このように、「被害とリスクの偏り」は福祉・医療サービスの利用者のみならず、そのサービスやケアを担う支援者にも顕著に表れてい

るのである。

そして、周知のとおり、コロナ禍によって真っ先に打撃を受けたのは、自粛を求められた観光や宿泊、飲食業等の業種だが、これらのサービス業の支え手の多くは非正規の女性たちである。例えば2020年7月のデータだが、日本全体で、非正規で働く人は前年同月と比較して131万人減少し、そのうち男性が50万人、女性が81万人と報告されている。つまり、コロナ禍による業務時間の短縮や、業務そのものの自粛によって、それだけの人が突然職を失ったということになる(雨宮, 2020:106)。このような非正規女性の雇用状況の悪化と並行して、近年、減少傾向にあった自殺者数が、11年ぶりに増加に転じ、特に20-50代の稼働年齢層の女性の自殺者数の増加が報じられている(朝日新聞 DIGITAL, 2021/03/16)。

さらに言えば、「被害とリスクの偏り」は、福祉や医療以外のエッセンシャルワーカーと言われている保育、小売、販売、通信、公共交通機関で働く方々や、ステイ・ホーム(まるで犬に向けられる号令のような響きだ)によって虐待やDVの被害を受けるリスクの高い高齢者・女性・児童等においても見られる。

このように、コロナ禍における新たなディスタンス規範や、社会活動の自粛によって、物理的ディスタンスを確保できる恵まれた人々、つまり、リモートワークで継続可能な仕事に就く人たちや、ステイホームでも十分に暮らせる経済的・身体的・心理的余裕のある人々と、物理的ディスタンスをとって生活あるいは生そのものが成り立たない人々との距離化(ディスタンス)が顕在化しているのである。

(2) 創られる「被害とリスクの偏り」

上述の通り、2020年の感染の第一波の頃だが、いわゆるエッセンシャルワーカーやキーワーカー(地域に必要な不可欠なサービスの従

事者)と呼ばれる人々への感謝とエールの声が世界各地で高まっていた。例えば、イギリス在住の保育士でコラムニストのブレイディみかこは、今年2月の道新への寄稿文で、昨年3月に最初のロックダウンを経験したイギリスでは、毎日夜8時に人々が、バルコニーや玄関先でエッセンシャルワーカーらに感謝の拍手をささげ、また、子どもたちがレインボーの絵とともに「ありがとう、お医者さん、看護師さん」というメッセージを窓へ貼り付けていたと書いている(みかこ, 2021)。

もちろん中には「拍手よりも資金を」とか「感謝のパフォーマンスや美談が、政府の対応の遅れや足りなさを隠蔽している」という批判もあったのだが、少なくとも当時は、各地の地域社会において、そのようなある種のユートピア的な連帯を醸し出す空気がイギリスでも、また、ここ日本にもあった。しかし、今年2月、3回目のロックダウンを経験したイギリスでは、みかこ氏が言うには、シュールなほどに、連帯ムードが沈静化しているようだ。

さらに続けてみかこはこう書く。

既にコロナが緊急時から平常時変わった。
…略…短いユートピアの次にやってくるのは、いつだってハードな現実である(みかこ, 2021)。

その「ハードな現実」は、たとえば以下のような形をとって現れ始めている。

(a) 「感染便乗」政策

かつてカナダのジャーナリストで作家のナオミ・クラインが『ショック・ドクトリン』(岩波書店)の中で、災害時の人々のショックや特殊な感情の高まりに便乗して、停滞している政策や規制緩和を議論抜きで実行に移す、過剰な市場原理主義の導入を「災害便乗型資本主義」(=Klein, 2011)という言葉で

表したが、この言葉を少しモジって言うと、現在、このコロナ禍において懸念されるのは「感染便乗」とも言う国や自治体の政策の断行である。

例えば、既述の通り、2021年2月13日に施行された新型コロナ対策の改正特別措置法と改正感染法では、コロナ対策の実効性を高めるという名目で、事業者に対して、一定の条件下で知事の時短要請等に従わない場合や、入院を拒否した人に過料を科すことができることが規定されたが、これらの改正法における過料の規定については、行政側の経済的補償責任が不十分なままに、罰則を盾にした私権の制限が断行されたという批判も数多く聞かれたことは記憶に新しい。

また、各自自治体の福祉サービスの制限・抑制の動きも気になるところである。例えば埼玉県新座市では、2021年1月14日に、「財政非常事態宣言に伴う障害福祉サービスの見直しについて」という市長通知が発出されたが、そこでは、コロナ対策の影響による市税などの大幅減収の見込みを根拠に、これまで市の単独事業として行っていた難病患者支援金、精神障害者保健福祉手帳の診断書料助成、就職支度金等が廃止されるとともに、重度心身障害者福祉手当の対象制限、年間の福祉タクシー利用券の枚数削減などの一方的な見直しが提示されている。

このような「感染便乗」政策の動向を見ると、「みんな同じリスクを負うのだから、みなさんご協力を」という掛け声によって行使される権力は、異を唱え難い<正しさ>が前面に押し出されながら行使される分、たちが悪い。

イタリアの哲学者ジョルジョ・アガンベンと言う。

かつてテロリズムが例外的措置の正当化として使いつくされたように、ウィルス蔓延の発明は、あらゆる限度を超えたこうした措置

の拡大にとって、格好の口実を提供できる（Agamben, 2021）。

付言すれば、このような感染や災害にかこつけた不気味な便乗政策への警告は、今から10年前の東日本大震災の直後、既に、作家の辺見庸によって次のように指摘されていた。

私は既に予感している。非常事態下で正当化されるであろう怪しげなものを（辺見2011）。

「感染便乗」政策の根拠として提示される〈正しさ〉というのは、緊急事態という大義名分によって、平時では求められる熟議による検閲を免れた括弧付きの「正しさ」に他ならないが、このような「正しさ」の下に断行されてゆくこれら「感染便乗」施策は、アガンベンが言うように「あらゆる限度を超え」、そして、辺見が言うように「怪しげなもの」に転じるリスクを常に不気味に孕んでいる。社会福祉は、この「感染便乗」の悪しき展開と拡大が、福祉サービスを必要とする人々に対して、更なる痛みをもたらすリスクについて、監視し続ける必要がある。

(b) トリアージをめぐる

もう一つ、災害ユートピア的な連帯の気分から醒めた時、われわれが直面する「ハードな現実」として、医療資源の配分をめぐる問題がある。

2020年の第一波以来、世界各地で、また日本においても、入院病床数や人工呼吸器などの医療機器の不足、治療薬やワクチンの量的制約等を背景に、「トリアージ」等の言葉の流布とともに、医療資源の配分と配分の優先順位をめぐる議論が浮上した。そして、世界各地で、ある属性を持つ人々への医療資源の優先配分（逆に言えば、その属性を持たない人々の医療資源の配分対象からの露骨な排

除)が実際に起こっていることを、ネットや各種メディアは報じてきた。

例えば、2020年2月、中国の湖北省で全介助を要する脳性麻痺の少年(16歳)が新型コロナウイルスに罹患したが、介助を放棄され死亡したというニュースが報じられた(BBC NEWS JAPAN:2021/03/02)。また、イタリアのベラルデッリ神父という方が自分用に信徒たちが寄付した人工呼吸器を若者に譲って亡くなったというニュースがネット上に流れたが(Christian Press:2021/03/02)、これはフェイクニュースだったようだ。ただ、このような高齢の神父が若者に人工呼吸器を譲ったというニュースが、たとえフェイクニュースであったとしても、美談として流布され、多くの人々がそれを称賛したということは紛れもない事実である。

さらに、各国のコロナ対策の方針や治療のガイドラインにおいて、障害を持つ人々を、医療資源の配分対象から除外する等のルールが規定されようとしたり、実際に規定されてきた。例えば、2020年の第一波の時期に、「障害や病気を理由に人工呼吸器を装着しない方針」が、イギリス、ルーマニアなどで策定されなかった。尤もこの方針は、関係団体からの抗議を受けて取り下げられたのだが(堀江2020)、同年3月にアメリカ・アラバマ州が公表したコロナ治療のガイドラインでは、「ダウン症、自閉症、脳性まひなどの障害」のある人については、人工呼吸器の補助の対象から外すことが明記されている(FINDERSS:2021/03/02)。

日本においても2020年の第一波の頃、医療崩壊は目前であるという危機感が伝えられる中、3月30日に公表された生命・医療倫理研究会有志による提言では、以下のように述べられている。

…略…限られた人工呼吸器をどの患者に装着するか、人工呼吸器で生命が維持されている

患者の人工呼吸器を救命可能性のより高い患者のために取り外すことが許容されるか、取り外すことが許容されるのであれば、それはどのようなプロセスで判断されるべきか、という未曾有の臨床倫理上の問題に直面することとなる。また、このような状況下においては、治療のいかなく救命の可能性がきわめて低い状態になった患者に対する人工呼吸器の使用の中止を考えざるをえない(生命・医療倫理研究会、2020年)。

この提言は、昨年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議記者会見で紹介されたものだが、これに対して障害者団体などから厳しい批判が寄せられていた。

吉田は、最近のワクチン接種の優先順位をめぐる倫理的課題を論じる中で幾つかの原則を取りあげているが、いずれの原則にも、それぞれに固有の困難がある、と述べている(吉田修馬、2020:61)。紙幅の都合上、二つだけ取りあげよう。

一つは、社会秩序原則である。吉田によると、この原則は重要な社会的機能の維持を担っている人々に対して優先的にワクチン等を配分しようとする考え方である。この原則で配分を優先されるのは、具体的には医療従事者をはじめとして、エッセンシャルワーカーと呼ばれる公共サービスや社会インフラ、運輸や通信、保育や介護、食糧の生産・販売等の職業従事者等である。周知の通り、実際に日本においても、医療従事者へのワクチン接種が先行的に実施されてきたが、それはこの社会秩序原則に基づくものであると言ってよいだろう。

ただ、吉田によると、この社会秩序原則には困難な点がある。なぜなら、そもそも重要な社会的機能の維持を担う人々の範囲が不明確であるし、ある人の社会貢献を評価・予測することは容易ではないからだ。また、この原則は本来、感染症の流行という具体的な状

況において重要な役割を果たす人々を優先しようとするものだが、それがいつしか、この固有の限定された文脈を離れ、あたかも「社会に必要な職業と社会に不要な職業」が本質的に区別されているように受け止められてしまう恐れもある（吉田修馬，2020：62）。さらに言えば、社会的機能の維持という観点からは、社会的・経済的な有力者に対する優先配分が支持される可能性もありうるし、それは逆に言えば、例えば、いわゆる福祉的就労の事業所で働く知的障害を持つ人々や、デイケアに通う精神障害を持つ人々は、この原則ではワクチン接種に並ぶ列の最も後ろにまわされてしまうことになる恐れもある。

二つ目に吉田は、ライフサイクル原則という考え方を取りあげている。これは、年齢の高い人々よりも、年齢の低い人々に対してワクチン等の医療資源を優先的に配分しようとする考え方である。この原則はワクチン接種によって命が救われる年数を最大化するという考え方で、具体的には、90歳の高齢者よりも10歳の若年者を優先しようという原則だ。しかし、これも吉田が指摘しているように、具体的にどの年齢層を優先すべきなのかを一義的に決めることは困難であるし（吉田修馬，2020：62）、この吉田の指摘に加えて言えば、何らかの病気や障害を持つ人々（つまり、病気や障害を持たない人々よりも寿命が短いかもしれない人々）は、後回しにされてゆく可能性もある。

現時点において、日本では、ワクチン接種の優先順位について、高齢者や知的障害者等を優先接種の列に並ばせる方策を採っているが、しかし、筆者は、このようなトリアージや医療資源の配分順位をめぐる拙速な議論の危うさは、本来は特殊な文脈で、その効果の及ぶ範囲を厳しく限定したうえで、用心しつつ慎重に行われるべき熟議を経ずに、「緊急」「非常」の衣の下に露骨な優生思想を隠しながら、障害等の特定の属性を持つ人間の価値

を低く評価し、彼らの存在や生命そのものを否定してゆくような言説を正当化させてゆくリスクを孕む危うさであると思う。

これらのトリアージ等をめぐる動向について、幾つかの障害・医療関係団体が懸念の声をあげてきた。例えば、障害学会も2020年4月に、以下の理事会声明を通して、いま述べてきたような事態が迫っていることに警鐘を鳴らしている。

…略…医療関係者の皆様には、万が一にも障害者の生命を軽んじることがないようにお願いいたします。それは、障害者差別解消法が官民に対して禁じている「不当な差別的取り扱い」です。日本が批准している障害者権利条約も、障害者の生命の権利（10条）と危険な状況における障害者の保護及び安全確保（11条）を求めています。障害者の生命の価値を低く見てしまう差別的な考え方（優生思想）に基づいて、障害者への治療が拒否されたり、後回しにされてしまうという差別が世界ですでに起きていることを私たちは認識しております（障害学会，2020/04/06）。

4. 福祉実践・研究が「ともにある」価値を降ろさないのなら

ここまで述べてきたように、現在のコロナ禍において浸透しつつある新たな社会規範や、創られてゆく「被害とリスクの偏り」、そして「感染便乗」政策やトリアージの議論などの動向を垣間見ると、筆者は、このコロナ禍において、日本も含めた世界各地で、反福祉的状况が進行しつつあるのではないかという危惧を拭うことができない。

このような状況下において、社会福祉実践・研究が自らが基盤とする「ともにある」という価値を降ろさず、今後もそれを掲げ続けるのであれば、この継続するコロナ禍の状況において、社会福祉は一体どこに向かう必要があるのだろうか。

最後に、筆者なりにこの問いについて考えていることを書きたいのだが、ここから書くことは、現場や研究が現在直面しているリアルな問題の解決に直接役立つようなアイデアでも、何か確信に根差した明確な提言のようなものでもない。それは、あくまでも社会福祉はどこに向かう必要があるのか、という社会福祉の方向性をめぐる問いに対して、確信がなく、不明瞭であっても、いまこの時点で応答せざるを得ないという焦燥感に駆られて絞り出した、暫定的な応答に過ぎないことを予めお断りしておきたい。

(1)「被害とリスクの偏り」を可視化し続けること

一つは、先ほど述べた「被害とリスクの偏り」を可視化し続ける使命が、社会福祉にはあるのではないかと思う。

ここまで述べ来たコロナ禍における自粛への過剰な同調の空気や、ディスタンス規範や自己責任規範の強化、そして感染便乗ともいえる政策の導入が、現代の貧困・格差の社会状況と相まって、どこにその被害とリスクを偏らせているのか、その偏りによって生みだされる痛みや辛さを抱える人々と直接向き合う社会福祉は、この偏りを言葉にして、可視化し続ける必要があるのではないかと考えるのだ。

感染拡大における緊急事態の宣言下では、ともすれば、感染者数や陽性率等、量としての数字に関心が集まり、行政やメディアも数字を通して、状況の変化を伝えることに終始してゆくことになるのだが、そのような数字への関心、量としての集団への関心の影で、個々の被害や犠牲は見えにくくなる傾向がある。ゆえになおさら、個々の抱える痛みや辛さに向き合う社会福祉は、その個々の被害とリスクを捉える言葉や、伝える言葉を持つ必要があるのではないかと思う。

(2)「被害とリスクの偏り」を可視化し続けること 複数性・多様性を表す言葉を見つけること

二つ目は、一つ目とも関わるのだが、複数性・多様性を表す言葉を見つけることが、社会福祉にいまあらためて求められているのではないだろうか。

このあたりは、筆者自身、まだ言葉を探しているような状況なのだが、先ほど述べたように、同調のファナティズムは、どうしても全体性・均質性・一元性を求めるので、人々の生の複数性や多様性に対しては不寛容であり、むしろ逆に複数性や多様性を抑圧していく機能を発動していく傾向にある。このようなファナティズムが蔓延しつつある現在、ますます、複数性や多様性を語る言葉が空洞化していく恐れを感じている。

筆者は、本来、社会福祉という実践は、現場も研究も、均質性よりも多様性、一元性よりも多元性、さらに言えば、多数よりも少数と向き合う仕事である(べき)と考えてきた。もし筆者のこのような考えが、社会福祉の本質と大きくズレていないのだとすれば、社会福祉は、人々の複数性・多様性を捉え、それを伝えるための言葉を見つけ、それを豊饒化し、ひいては、多元的な社会のあり方、複数性や多様性を包摂できる社会のあり方を語る言葉を見つける必要があるのではないかと思う。

先ほど述べたように、2020年の第一波の際、世界的に災害ユートピア的な連帯感が高揚した時期があった。あれは確かに、困難な状況下において、多くの人々の間に広がった「ともにある」という連帯意識であったと思うのだが、しかし、いま振り返ると、それは均質的で一元的な、いわば「みんな一緒だ」という「ともにある」意識ではなかったかと思う。もしそうであるなら、災害ユートピア的な「ともにある」という連帯意識は、容易に異質な

者に対する攻撃や排除に転化していくリスクを孕んでいたのではないかと考える。

わざわざノーマライゼーションの理念などを持ち出すまでもなく、社会福祉が求める「ともにある」という価値は、均質的で一元的な「ともにある」ではなく、むしろ「異なり」を前提とした「ともにある」という価値だと思ふ。このように考えると、社会福祉は、災害ユートピアが一時的に作り出す均質的で一元的な「ともにある」という連帯感への警戒と懐疑を保持しながら、複数性・多様性に根差した、もう一つの「ともにある」社会のあり方を表す言葉を社会福祉は見出してゆく必要があると考える。

(3) 平時の「ともにあること」を検証し直すこと

不明瞭で曖昧なことばかりを書き連ねている。その自覚はあるのだが、続けよう。

シンポジストの一人、浦河ひがし町診療所の木村氏の言葉が印象に残っている。筆者の記憶に間違いがなければ、木村氏は報告の最後の方で、このように話されたと思ふ。

「今般のコロナを契機として、自分たちが『本来何を大事にすべきか』を、立ち止まって改めて考えることができた」（木村，2020）。

また、コロナ禍とは異なる文脈だが、吉田は、「危機」について、次のように述べている。

危機（クライシス）とは、もともと分岐（クリティカル）から派生した言葉だ。危機的な状況にあってこそ、どのような道を選択したらよいかを考えるべき時に来ている（吉田徹，2020：7）

コロナによってさまざまな被害に会われた人々、また、現在、大きな痛みや辛さを抱えている人々が多くおられることを思うと、そ

の方たちの置かれた困難な状況を一気に飛び越えて、「コロナ危機を好機に変えて」等の言葉を軽々しく口にするには決してできないが、しかし、コロナ危機は確かに、木村氏がおっしゃったように、社会福祉に対して一つの重要な契機をもたらしたと言えるのではないかと思ふ。それは、平時における現場の支援や研究の問い直しとともに、平時における現代社会の「ともにあること」の問い直しの契機である。

平時における現場の支援や研究を根源的に問い直すということは、現場や研究において、自律的な思考を獲得していく取り組みになるだろう。また、平時における現代社会の「ともにあること」を問い直すことは、この社会がこれまで、いったい誰をどのように周縁化し、放置してきたのかを問い直すこと、それはひいては「ともにあること」を阻んできた社会構造や関係性そのものを問い直すことでもあると思ふ。

コロナ禍において「被害とリスクは偏る」ことを述べたが、この偏りはおそらく平時において、この社会が、ある属性や立場にある人々を周縁化し、放置してきたことの帰結だとも言えるだろう。付け加えるなら（そして、自戒を込めて言うなら）、われわれは（特に福祉業界に身を置くわれわれは）、このコロナ禍において、露呈し顕在化した「ともにあること」の不在や機能不全については、コロナ禍のずっと前から既に知っていたはずだ。

そう考えると、現在のこのコロナ禍がもたらししている状況は、われわれの平時における活動や取り組み、生き方そのものに対する反省や自己批判をも求めているのではないかと思ふ。この反省や自己批判は、直截に言えば、われわれ自身が平時の「ともにあること」の不在や機能不全に何らかの形で加担をしてこなかったかという反省や自己批判であり、その意味では、この問い直しは、一つ目にあげた「平時における現場の支援や研究の問い直

し」よりもさらに深く、われわれの働き方や生き方、暮らし方の根っこの部分への問い直しである必要があると考える。

(4) 未だ方向性を与えられていない支援と思索を続けること

最後はさらに輪郭のぼやけた話になるが、コロナ禍において、或いはコロナ禍を契機として、社会福祉が目指すべきことは、「未だ方向性を与えられていない支援と思索を続けること」だと考える。

シンポジストの方たちの報告からも伺うことができたが、この1年間、現場においては、明確な方針やガイドラインが不在の時期から、知恵を出し合い、試行錯誤を繰り返しながら、感染予防とケアの継続という本来両立しがたい取り組みに専心されてこられた。おそらく、これらの取り組みは、強固な確信や自信に満ちたものではなく、日々、不安と混乱を抱えながら、しかし、やらざるを得ない思いを抱えながらのものであっただろう。そして、コロナ禍を1年以上経験した今も、現場において、また、研究においても、われわれは未だ、このコロナ禍における、そして、コロナ禍以降の、福祉実践や福祉研究の明確な方向性を見出せていない。しかし、われわれは今のところ、未だこの方向性を明確に与えられていない支援と思索を続けることでしか、この未曾有の事態に向き合う術を持っていないのだと思う。

同調のファナティシズムが蔓延するなか、不安と混乱を抱える人々は、とすれば、先鋭化し過激化する議論に絡めとられてしまいがちになるが、上述のように、社会福祉が、少なくとも、現在のコロナ禍において強化されつつある社会規範や、「被害とリスクの偏り」を無前提に肯定しない固有の価値（それをシンポジウムでは『ともにある』価値として共有したが）を保持し続ける以上、自らの支援と思索を続ける中で、先ほど述べた災害

ユートピア的な、つまり、均質的で一元的な連帯意識ではなく、それとは異なる新たな「ともにあること」の思考と実践の形を見出す必要があると考える。

例えば、昨年のシンポジウムで、稲生会の高波氏は、支援者が弱さを開示し、医療的ケアを要する子どもやそのご家族と弱さでつながるとおっしゃった（高波、2020）。筆者はこの言葉を聴いた時、これまでの支援関係における幻想（或いは誤解）としての「強き支援者が弱き人々を助ける」という支援関係ではなく、支援する側も支援される側も共に「弱き者」としてつながってゆくという、新たな、そして、もう一つの、支援と支援関係のあり方が拓かれる可能性を垣間見た気がした。

このような「弱さ」による新たな支援関係の探求は一つの例だが、社会福祉がコロナ禍を契機として、自らの実践や研究における新たな可能性の開示と、新しい「ともにあること」の探求に向かうのであれば、われわれは、未だ方向性を与えられていない支援と思索を続けながら、それを言語化し、時折、それを共有し合う（今回のシンポジウムのような）営みを続ける他はないのだと思う。

5. おわりに

どうしても悲観的な話に終始しがちだったので、せめて最後だけはこれからの希望について書けないかと思ったのだが、結局、明確な言葉で希望を書き留めることはできなかった。ただ、筆者は現時点において、明確な言葉で希望というものを輪郭づけることができないのであれば、無理にそうせずとも良いと思う。

コロナ禍が未だ予断を許さない状況を作りだしている現状において、明確な言葉で無理に「希望」を輪郭づけてしまうと、その言葉はどうしても軽佻浮薄なものになってしまうし、そこからこぼれ落ちてゆくものが多くあると思うからだ。

コロナ禍が社会福祉に投げかけている挑戦が、言葉の真の意味で、誰もこぼれ落とさない「ともにあること」の探求にあるとするなら、現時点においては、不明瞭で曖昧な言葉でも、それが未だ形の見えない「ともにあること」の探求に必要であるなら、そのままの形で提示することがむしろ必要なのだろうと思う（最後にまた開き直ってしまった）。

【付記】

本稿の研究成果の一部は、2019年度北星学園大学特定研究による研究成果である。

【謝辞】

本研究ノートは、第二回社会福祉学部シンポジウムの記録とそこで受けた示唆を、考察途中であったとしても明らかにすることが研究者としての責務であると考えて公表に至ったものである。社会福祉学部シンポジウム実行委員会の皆さま、そしてなによりもシンポジウムにおいて貴重なご報告を賜った3名のシンポジストの皆様にご感謝申し上げます。ありがとうございました。

-
- ⁱ 北星学園大学社会福祉学部としてシンポジウムを開催することのねらいについては、一昨年度（2019年度）のシンポジウム開催概要の紹介を含む、林（2021）も参照されたい。
- ⁱⁱ なお、シンポジウムでのご講演の内容・ディスカッションの記録については、別途、報告書（未公開）を用意している。したがって、本稿は、シンポジウムの内容そのものを紹介するものではなく、それは報告書に委ねる。
- ⁱⁱⁱ 本稿は2020年10月11日のシンポジウムを受ける形で開催された「アフター研究会」（2021年3月22日開催）における筆者の報告原稿をまとめたものである。報告の機会を下さった研究会メンバーの皆様にご感謝いたします。

【参考文献】

・雨宮処凛(2020)「ドキュメント雨宮革命」『創』

2020年11月号。

- ・朝日新聞 DIGITAL 「2020年の自殺者2万1081人 11年ぶり増」
<https://www.asahi.com/articles/ASP3H6T2HP3HUTFL00S.html>:2021/03/17.
- ・BBC NEWS JAPAN,
<https://www.bbc.com/japanese/51366938:2021/03/02>.
- ・プレイディみかこ（2021）「助け合いのユートピア どこへ」北海道新聞2021年2月9日.
- ・Christian Press,
<https://www.christianpress.jp/padre-com-coronavirus-morre-apos-doar-respirador-a-jovem/>.:2021/03/02.
- ・FINDERS,
<https://finders.me/articles.php?id=1838:2021/03/02>.
- ・辺見庸（2011）「非情無比で荘厳なもの」沖縄タイムス2011年2月17日.
- ・堀江宗正（2020）「早すぎるトリアージを許すな 人間性の放棄につながる懸念」『中外日報』2020年7月10日.
- ・Giorgio Agamben, The state of exception provoked by an unmotivated emergency,
<http://positionswebsite.org/giorgio-agamben-the-state-of-exception-provoked-by-an-unmotivated-emergency/>. 2021/03/02.
- ・林健太郎（2021）「生活困窮者自立支援における『個別支援』と“地域づくり”との接続」北星論集（社会福祉学部）第58号，103-120.
- ・鎌田實（2020）「介護崩壊を防ぐために」『中央公論』7月号，中央公論新社，66-69.
- ・金井利之（2021）『コロナ対策禍の国と自治体——災害行政の迷走と閉塞』，筑摩書房.
- ・粥川準二（2020）「COVID-19時代のリスク その不平等な分配について」『現代思想』2020年5月号 Kindle 版位置 No. 2822-3026.
- ・木村貴大（2020）「コロナ禍における精神科ケアでの取り組み」北星学園大学社会福祉学部第2回シンポジウム「コロナ危機と社会福祉の課題」。（未公表）
- ・Kikuchi Shinnosuke・Kitao Sagiri・Mikoshiha Minamo（2020）Heterogeneous Vulnerability to the COVID-19 Crisis and Implications for Inequality in Japan , The Research Institute of Economy.
- ・北中千里(2020)「日本におけるDV被害者支援，コロナ禍の下で」『社会福祉研究』第139号，鉄道弘済会，43-46.
- ・村上陽一郎（2020）「近代科学と日本の課題

- コロナ後をどう見通し、つけをどう払うか』『中央公論』7月号, 中央公論新社, 30-37.
- 中森弘樹 (2020) 「「密」への要求に抗して」『現代思想』第四八巻第一〇号, 青土社, 65-72.
 - 中川清(2018)『近現代日本の生活経験』左右社.
 - Naomi Klein, 2007, *The Shock Doctrine: The Rise of Disaster Capitalism*, Metropolitan Books. (=2011, 幾島幸子・村上由見子訳『ショックドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く』岩波書店).
 - Rebecca Solnit, 2009, *A Paradise Built in Hell: The Extraordinary Communities That Arise in Disaster*, Penguin Books (=2010, 高月園子訳『災害ユートピア—なぜその時特別な共同体が立ち上がるのか』亜紀書房)
 - 作田啓一(1967)『恥の文化再考』筑摩書房.
 - 生命・医療倫理研究会 (2020) 「COVID・19の感染爆発時における人工呼吸器の配分を判断するプロセスについての提言」(http://square.umin.ac.jp/biomedicalethics/activities/ventilator_allocation.html. :2021/03/02).
 - 障害学会 (2020) 「新型コロナウイルス感染症と障害者に関する理事会声明」
<http://jsds-org.sakura.ne.jp/2020/04/09/> % e6 % 96 % b0 % e5 % 9e % 8b % e3 % 82 % b3 % e3 % 83 % ad % e3 % 83 % 8a % e3 % 82 % a6 % e3 % 82 % a4 % e3 % 83 % ab % e3 % 82 % b9 % e6 % 84 % 9f % e6 % 9f % 93 % e7 % 97 % 87 % e3 % 81 % a8 % e9 % 9a % 9c % e5 % ae % b3 % e8 % 80 % 85 % e3 % 81 % ab % e9 % 96 % a2 % e3 % 81 % 99 % e3 % 82 % 8b % e7 % 90 % 86 % e4 % ba % 8b/:2021/03/02.
 - 嶋田拓郎 「コロナ禍で問われる介助関係のあり方」『社会福祉研究』第139号, 鉄道弘済会, 47-51.
 - 杉岡直人 (2020) 「基調講演 with コロナの社会福祉実践」北星学園大学社会福祉学部第2回シンポジウム「コロナ危機と社会福祉の課題」.(未公表)
 - 高波千代子 (2020) 「コロナ禍にみる小児等在宅医療の現状と課題」北星学園大学社会福祉学部第2回シンポジウム「コロナ危機と社会福祉の課題」.(未公表)
 - 武川正吾 (2012) 『政策志向の社会学』有斐閣.
 - 山吹健司 「コロナ禍における生活困窮者支援の倫理とは何か」北星学園大学社会福祉学部第2回シンポジウム「コロナ危機と社会福祉の課題」.(未公表)
 - 山家悠平 (2020) 「たった一人にさせない／ならないために」『現代思想』Vol48-7.
 - 吉田修馬 (2020) 「優劣でなく平等に基づく順序づけのために」『現代思想』Vol. 48-16.
 - 吉田徹 (2020) 『アフター・リベラル：怒りと憎悪の政治』講談社現代新書.